

みずま雪絵の活動の一部を紹介します。

議会レポートの作成・配布

定例会ごとの報告を発行し、
ポスティングでお届けしています。

葛飾区議会議員 みずま雪絵の 区議会レポート

〒125-0063 葛飾区白鳥 3-26-13 中村荘 101
TEL 03-6662-7623 FAX 03-6662-7617
info@mizuma-yukie.org http://mizuma-yukie.org

新聞の取材やテレビ番組の出演で地域を盛り上げる活動は、市民生活に貢献する重要な活動です。みずま雪絵は、区議会議員として、区民の生活に密着した活動を行っています。区議会レポートは、区民の生活に密着した活動の報告です。区民の生活に密着した活動の報告です。区民の生活に密着した活動の報告です。



駅頭での議会報告



区政報告会



ユニオン



労働相談呼びかけ

憲法



憲法集会参加

おしゃべり会・座談会



おしゃべり会

月1回区政や生活のことなどテーマを決めずに、行なっています。どなたでも参加自由です。



介護・障害福祉の報酬引き下げ反対デモ参加



座談会
年4回定例会後に区議会報告と
意見交換

区政/生活/ 労働 etc お気軽にご相談下さい。
問い合わせは、みずま事務所 TEL・FAX・メールからお願い致します。

葛飾区議会議員

みずま雪絵の 区議会レポート

号外

いのちとくらしが最優先!



〒125-0063 葛飾区白鳥 3-26-13 中村荘 101

TEL 03-6662-7623

FAX 03-6662-7617

e-mail info@mizuma-yukie.org

HP http://mizuma-yukie.org

いのちとくらしが最優先の区政を

みずま雪絵の政治活動の原点は、区内で介護職員として働いてきた経験から感じたことです。働く人が安心して働き続けられなければ、安心安全なサービスが難しくなると考えています。

私たちの生活に密着した、無くてはならない公共サービスや教育・医療・福祉・交通等に対する現場の維持・質の向上を行政は最優先に行なう必要があります。

公共と民間の役割を明確に

現在、区民の生活に欠かせない公的サービスのために、民間の力を借りなければ成立しないものも存在します。しかし、その目的が逆転してしまつては本末転倒です。みずまは、リリオ亀有リノベーション事業の年約1億円の負担金歳出(10年協定)について、区の税金の使い方がおかしいのではないかと、当初から見直しを求めています。亀有駅南口地区は、葛飾区で最初に駅前大規模再開発が行われた場所です。葛飾区が進める駅前再開発事業のあり方という側面からみても、このような税金投入を推進すれば、後に区民の大きな負担になると考えます。「公民連携」と言われる事業への税金投入は慎重に見極める必要があります。公共と民間の役割は明確にしていくべきです。

リリオ亀有リノベーション事業 亀有地区のにぎわい創出、リリオ館の集客・収益のアップを目的に、リリオプロジェクトとして葛飾区・都市再生機構(UR)・リリオ亀有の管理会社・事業を行なう民間業者で2017年に協定を結びました。公共施設でもない、民間事業としての運営でありながら、収益を上げにくい事業だからと、10年間にわたり葛飾区が年約1億円を負担するものです。

みずま雪絵のプロフィール

1984 年お花茶屋生まれ 区立上千葉小学校 区立青葉中学校卒業
都立墨田川・堤高校卒業 東京福祉専門学校卒業
2004 年～葛飾区内の介護老人保健施設・訪問介護事業所に勤務
2013 年～葛飾区議会議員 2017 年～2 期目 2021 年～3 期目
★介護福祉士 ★ユニオンネットお互いさま副委員長 ★趣味:ソフトボール



公契約条例

「公契約条例」は、自治体が発注した公共工事等の競争の公平性や品質維持、そこで働く人の適正な労働環境の確保をすること等を目的に定める条例です。

区議 1 年目から、「働く人を大切にする葛飾」「安心して働き、暮らせる葛飾」を目指して、求めてきたことの 하나가公契約条例の制定です。みずま雪絵は労働条項を定めた公契約条例制定が必要と考えています。

他区でも公契約条例制定が進む中、葛飾区は 2021 年 3 月公契約条例制定に踏み切りました。区が発注する公共工事等で働く人の「最低賃金(労働報酬下限額)の支払い義務」を定めない「理念型条例」でのスタートでしたが、条例制定後も一般質問等で、賃金条項を定めること、さらに障害者雇用、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画等の理念を実現することを目指した条例にすることを求めてきました。

2025 年第 2 回定例会(6 月)で区は、条例で定める目的や理念を実効性あるものにするため取り組みをしていくと報告しました。使用者・労働者・行政の 3 者で意見交換会を実施することも報告されました。競争の公平性や品質維持と「働く人の適正な労働環境の確保」の目的や理念を達成するため、賃金条項を定めることに一歩前進となります。今後の具体的な中身の検討や条例改正とするために、今後も注視し、さらに求めていきます。

今後も区の事業を請け負う事業者や下請け事業者で働く人へのしわ寄せを防ぎ、低賃金雇用を生まない区政運営を求めていきます。

放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場) 児童指導サポーター報酬引き上げ

「放課後子ども事業」は学校に通う子どもたちが、放課後などに学校施設内で自由な遊び、学習、様々な体験活動を楽しみながら、安全・安心に過ごすことができる居場所として、区内全小学校に設置しています。



区政に求めてきたこと
少しずつ前進

地域の方から、「児童指導サポーターの担い手が少なくなっている。報償費の引き上げをしてもらいたい。」という声を聞かせていただいていたことから、児童指導サポーターの報償費の引き上げについて、2018 年から予算・決算委員会で求めてきました。

2023 年度から、児童指導サポーター(リーダー)1,200 円/1 時間→1,400 円/1 時間、児童指導サポーター800 円/1 時間→1,100 円/1 時間と引き上がり、学習アドバイザーや文化・スポーツアドバイザーの報償費も引き上げされました。

児童指導サポーターの人数は、2022 年度 890 人→2023 年度 930 人→2024 年度 962 人となっています。子どもの居場所の一つとして、地域の協力を得て行なわれている事業です。学童保育クラブや児童館等の事業と共に、役割をもち総合的に充実していくことが必要と考えています。

今後の、放課後子ども事業のサポーター数の推移も注視し、報償費や事業の在り方について、より良いものにしていきます。

緊急援護金の運用 見直し

生活相談が増えています。収入が減った・無くなった、病気や介護など、様々な理由で生活困窮となる可能性は、誰でもあります。そのようなときに、必要な支援制度に繋がることが重要です。そして、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向け支える制度が生活保護制度です。生存権を保障するために、福祉事務所での対応や制度の運用について、注視してきました。区では、生活保護申請時に所持金がなく、保護決定までの間に生活が困難な相談者に対する対応として、食糧支給や緊急援護金があります。

みずまは地域の方の生活相談から、生活保護制度に繋がるときに緊急援護金の運用に見直しが必要な場面に遭遇しました。そこで、区に対し求めたものです。

【みずま】

「生活保護申請時、所持金がない方に対する生活費等の緊急対応について、相談者の状況に合わせた対応となるよう見直しを求める」【緊急援護金上限 3,000 円 1 回限り】を区民の状況に応じた運用に改めるよう求めました。

【区】

「生活保護の申請に至る方の中には、保護の申請をぎりぎりまで迷うなど、所持金がほとんどない状態で申請となる方がいる。生活保護制度では、保護決定までの間に金銭等の支給を行う規定がないため、必要に応じ、食糧支給や緊急援護金を活用し対応している。申請者の置かれた状況の把握に努め、必要に応じた支援を行っていく。」

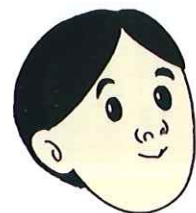
[2022 年第 1 回定例会一般質問]

その直後、区は緊急援護金 1 回 3,000 円で回数については上限を定めないとしました。実際に緊急援護金を数回利用する場面は多くありません。しかし、「所持金がない」「住まいがない」というぎりぎりの状態になって区に相談に来る区民がいる実態に対し、公助が生存権を保障するための小さな前進だと考えています。

「扶養照会」運用の弾力化 生活保護ガイドに明示

緊急援護金運用見直しと同時に、「扶養照会」について質疑をしました。福祉事務所が生活保護申請者の親族に援助が出来ないかどうか確認する「扶養照会」について、コロナ禍に厚生労働省が運用の弾力化を事務連絡しました。この運用説明を区の生活保護ガイドに明示し、申請者に説明するよう求めました。区は「相談者に対して、より丁寧に制度の説明を行うよう努めていく」と答弁しました。

その後、区の生活保護ガイドには、扶養義務者との関係が悪い等の理由がある場合は、照会を見送ることができる旨が、新たに記載されました。



みずま雪絵のホームページ

過去の議会レポート等をご覧ください。

右の QR コードをスマホ等で読み込んで下さい。

